

自宅での医療を支える 様々な制度について ～在宅ホスピスの医療費～

八幡浜市民公開講座

2019年2月2日

松山ベテル病院 医療相談室・地域医療連携室

主任 認定社会福祉士 太田多佳子

社会資源とは

- **患者・家族の周囲にあり、患者・家族の問題の解決・課題達成・ニーズの充足に活用できるものすべてを社会資源という。**

「ソーシャルワークの業務マニュアル」

大木和子他、川島書店、2004

社会資源

- 公的制度：医療保険制度・介護保険制度・高額療養費制度
身体障害者（精神・療育）手帳・公的年金・生活保護など
- 公的機関：市役所・保健所・地域包括支援センター・児童相談所など
- 医療：検診センター・診療所・がん診療連携拠点病院・緩和ケア病棟など
- 施設：老人保健施設・グループホーム・サービス付き高齢者住宅・特養など
- 物品：車いす・電動ベッド・ポータブルトイレ・手すり・吸引機など
- 人的資源：訪問診療・訪問看護・訪問リハ・ヘルパー・ケアマネ・調剤薬局など
- 患者・家族とそれを取り巻く人々で作り出すシステム：患者会・遺族会など

公的制度

	制度名	申請窓口	対象者・申請時期
医療費負担軽減	高額療養費制度	健康保険組合	医療保険による1か月の医療費自己負担額が一定超え
	小児慢性特定疾患 治療研究事業医療費助成	各市区町村 健康福祉センター	18歳未満の患者 初診時に申請可能
	アスベスト健康被害給付	保健所・環境再生 保全機構など	石綿を吸入することにより発症。診断時
	高額医療・高額介護合算制度	市町村介護保険 窓口	医療保険・介護保険自己負担一定額超え
所得保証	傷病手当金	会社担当者 社会保険事務所	雇用保険の被保険者 会社を連続して4日以降休む
	障害年金	年金事務所	初診時から1年6ヵ月経過後
	生活保護	各市区町村 福祉事務所	生活保護法で規定する最低生活費に満たない場合
生活保護	身体障害者手帳	各市区町村障害福祉 担当窓口	障害固定と判断された時 6ヵ月経過後
	生活福祉基金	各市区町村 社会福祉協議会	低所得世帯 低利もしくは無利子

肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成

- ◎ B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療を受けている
- ◎ 世帯年収がおおむね370万円以下
- ◎ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力できる
- ◎ 高額療養費の基準値を超えた月が過去12月で既に3回以上ある時、4月目から自己負担額が月1万円となる

【資料集10】周知用リーフレット

平成30年12月から

肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成が受けられます

医療費の自己負担額が一定額を超えた月が、年4か月以上ある場合

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- ▶ 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療^(※1)を受けている
- ▶ 世帯年収が概ね370万円以下
- ▶ 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、都道府県が指定する医療機関（指定医療機関）に入院している場合が対象です。

利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で入院記録票を受け取って下さい

②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票（診断書）を記載してもらった上で、同意書に署名して下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、指定医療機関で入院記録票に入院の記録をしてもらって下さい

臨床調査個人票や同意書、入院記録票^(※2)などを添えて都道府県に申請して、参加者証を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準値を超えた月が過去12月で既に3回以上あるときに、4月目から自己負担額が月1万円となるように助成を受けることができます

※2 参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準値を超えた月が3回以上あることが記載された入院記録票が必要です。



評定情報センターの「肝がん医療ナビゲーションシステム」(肝ナビ)から、全国の指定医療機関を検索できます。

詳しくは以下の担当までお問い合わせください

都道府県の問い合わせ先

介護保険 第2号被保険者 特定疾病

- がん

医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る（40歳以上65歳未満）

障害年金

- 障害年金とは、病気やけがによる障害のため、日常生活や働くことに支障が出た場合に支給される公的年金制度のひとつです。一定の障害の状態にあること、公的年金制度に加入していること、さらには保険料の納付要件を満たしていることなどが申請の条件です。
- 障害年金でいう一定の障害とは、初診日が国民年金あるいは厚生年金の被保険者期間中であり、原則として初診日から1年6ヵ月経過した時点の身体の状態のことです。その状態とは、身体の機能が働くことに制限を受けたり、日常生活に著しい制限を受けるような状態となっている場合、あるいは、働くこと自体が日常生活に著しい制限を加えるような状態を示します。ただし、障害の状況によっては1年6ヵ月以内であっても申請することができます。

障害年金

がんの場合

身体状況	障害認定日
人工肛門造設	装着日
人工膀胱・尿路変更術	装着日
喉頭全摘出	摘出日
在宅酸素療法	療法開始日
胃ろう等の恒久的措置実施	原則6か月経過日以降
治療の副作用による倦怠感・悪心・嘔吐・下痢貧血・体重減少などの全身衰弱	初診日から1年6か月

在宅ホスピスの医療費

- 医療費は、患者さんがお持ちの医療保険の種類や、診療内容により異なる。
- 訪問診療・訪問看護等の基本料金は、主に医療費と交通費。介護保険の認定を受け、サービス利用をされている方については、介護保険居宅療養管理指導料も発生する。
- 薬剤費は処方されるお薬の内容、量により大きく変動がある。院外処方箋を発行し、調剤薬局が自宅へ届ける場合もある。
- 限度額を超えた医療費は、高額療養費として保険者に申請すれば、オーバー分は還付される。

訪問診療の1カ月の医療費の目安

診療料	訪問回数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
在宅患者訪問診療料 在宅時医学総合管理料 訪問看護指示料等	月1回 訪問診療	約 4,290円	約 8,590円	約 12,880円
	月2回 訪問診療	約 7,770円	約 15,530円	約 23,300円
	月4回 訪問診療	約 10,030円	約 20,060円	約 30,100円
在宅時医学総合管理料に 含まれないもの (往診・検査・処置・指導料等)		該当する場合、その都度加算あり		

訪問看護の1カ月の医療費の目安

算定料	訪問回数	自己負担 1割	自己負担 2割	自己負担 3割
訪問看護基本療養費 機能強化型訪問看護管理療養費 二十四時間対応体制加算 情報提供療養費	初回（毎月）	2,490円	4,970円	7,460円
	週3日目 まで	1回 850円	1回1,710円	1回2,560円
	週4日目 以降	1回 950円	1回1,910円	1回2,860円
緊急時訪問看護加算 夜間・早朝訪問看護加算 長時間(90分以上) 訪問看護加算等 他	該当する場合、その都度加算あり			

高額療養費制度

- **限度額適用認定証**

病院の窓口に提示することによって

「高額療養費制度」の自己負担限度額を払うのみで、
多額の費用がかからなくなる。

自己負担限度額は、年収によって異なる。

医療費の払い過ぎを抑え、後から払い戻し申請を
する手間も省ける。

70歳以上（平成30年8月～）

区分 所得要件		外来 個人限度額	世帯単位 入院含む限度額
市民税課税世帯	現役並み所得者 現役Ⅲ 年収約1160万円～	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 多数回該当140,100円	
	現役並み所得者 現役Ⅱ 年収約770万円～1160万円	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 多数回該当93,000円	
	現役並み所得者 現役Ⅰ 年収約370万円～770万円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 多数回該当44,400円	
	一般 年収156万円～370万円	18,000円	57,600円 多数回該当44,400円
非課税	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	世帯全員所得なし 区分Ⅰ	8,000円	15,000円

70歳未満の自己負担限度額（平成27年1月～）

区分	所得要件	国保世帯全体
市民税課税世帯	所得901万円超 ア	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% （多数回該当 140,100円）
	所得600万円超901万円以下 イ	167,400＋（総医療費－558,000円）×1% （多数回該当 93,000円）
	所得210万円超600万円以下 ウ	80,100＋（総医療費－267,000円）×1% （多数回該当 44,400円）
	所得210万円以下 エ	57,600円 （多数回該当 44,400円）
市民税非課税世帯 オ		35,400円 （多数回該当 24,600円）

1ヶ月の訪問診療・訪問看護利用料の料金例

76歳Aさんの場合

状態	後期高齢（1割負担）／介護保険（1割負担）あり。 課税世帯 （限度額適用認定証なし）	
定期訪問	医師の訪問一月4回（週1回） 訪問看護師の訪問一月12回（週3回） 計16回の訪問	10,030円 11,840円
臨時訪問	夜間21時に1回	265円
医療費	18,000円	（1ヶ月の高額療養費の上限金額）
交通費	4,800円 300円	（定期訪問：300円×16回） （臨時訪問：1回）
介護保険 1割	584円	（居宅療養管理指導料）
合計	23,684円	

1ヶ月の訪問診療・訪問看護利用料の料金例

55歳Bさんの場合

状態	社会保険（3割負担）／介護保険（1割負担） 旧松山市内。限度額適用認定証 エ	
定期訪問	医師の訪問一月4回（週1回）、 訪問看護師の訪問一月12回（週3回） 計16回の訪問	30,100円 35,620円
臨時訪問	夜間21時に1回	795円
医療費	57,600円 （1ヶ月の高額療養費の上限金額）	
交通費	4,800円 300円	（定期訪問：300円×16回） （臨時訪問：1回）
介護保険 1割	584円	（居宅療養管理指導料）
合計	63,284円	

全人的苦痛の緩和



全人的痛みを軽減するために チームで支える・共同作業

